

# 業 務 説 明 資 料

## 1. 件名

ベンチャーデット活用事業運営業務委託

## 2. 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

## 3. 履行場所

浜松市ほか

## 4. 契約上限金額

10,856千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5. 業務の目的

市内に本社又は主たる生産拠点等を持つスタートアップ（以下、「市内スタートアップ」という。）に対して、浜松市が認定する金融機関（以下、「認定金融機関」という。）からの資金調達しやすい環境を整備するとともに、ベンチャーデットによる資金調達をした市内スタートアップに対して成長を加速させるため、ベンチャーデット活用事業による成長支援を実施する。

## 6. 業務の内容

### (1) 認定金融機関と市内スタートアップのマッチング創出業務

■概要 認定金融機関と市内スタートアップのマッチング創出に向けた調査や周知、マッチング機会の提供等を実施する。具体的な業務内容は、次のとおり。

- ア 認定金融機関の融資先等の情報収集を行った上で、ベンチャーデットによる資金調達の可能性が高い市内スタートアップを調査
- イ 認定金融機関への市内スタートアップ情報の周知
- ウ 認定金融機関と市内スタートアップのマッチング機会の提供
- エ 認定金融機関及び融資先スタートアップ等からの相談対応

### (2) 支援対象となる市内スタートアップ選定に関する業務

■概要 支援対象となる市内スタートアップは、認定金融機関のベンチャーデットを受ける企業からの申請に基づき、審査会を経て、浜松市が決定する。受託者は、募集・審査に係る業務を行う。

- ア スタートアップの公募（公募にかかる報道機関・SNS等を活用した情報発信、スタートアップの開拓・勧誘、認定金融機関と連携した公募説明会の開催）
- イ 審査会に向けた申請書類の確認・取りまとめ、一覧表作成
- ウ 審査会の運営

- ・スタートアップの公募は原則年1回行うこととする。
- ・公募にあたっては自社のネットワークを活用して積極的かつ効果的な情報発信を行うものとする。

### (3) 採択企業に対するモニタリング及び成長支援業務

■概要 認定事業の進捗状況に関するモニタリング及び認定事業の事業化に向けての成長支援を行う。具体的な業務内容は、次のとおり。

#### ア 定期モニタリング(事業進捗モニタリング及び財務モニタリング)

- ・定例モニタリングでは、認定事業の進捗及び交付金の適正な支出を確認する。
- ・監査業務に携わる専門家(公認会計士又は税理士)が1名以上参加し、採択企業1社につき1, 2ヶ月に1回程度の定期モニタリングを実施する。
- ・事業進捗モニタリングでは、認定事業の進捗、KPIの達成度を確認する。
- ・財務モニタリングでは、交付金が充てられる支出について、認定事業との関連性や適正な支出を確認するため、根拠書類と照合する。
- ・定例モニタリングの状況を記録したモニタリング報告書を浜松市へ提出する。

#### イ 採択スタートアップ成長支援

- ・上記アのタイミング等で、採択されたスタートアップにニーズ調査を実施し、成長支援を実施する。
- ・スタートアップに対しアドバイスや事業化に向けた支援を行う人材や機関(以下「アドバイザー等」という。)の紹介、サポートを行う。
- ・採択されたスタートアップのPR、サービス拡大及び販路開拓に繋がる支援を実施する。
- ・採択されたスタートアップの成長促進に繋げるため、スタートアップ成長支援事業受託事業者及びファンドサポート事業受託事業者と連携し、当該事業において実施するイベント等を案内する。
- ・認定金融機関・人材・その他とのマッチング等のイベントを年1回以上開催する。(採択企業に限らず、市内スタートアップを対象とする。)

## 7. 事業報告書の提出

本事業終了後、履行期限までに次の事項についてまとめ、事業報告書1部、電子データを提出すること。

- (1) 業務の内容の各項にかかる実績報告
- (2) 本事業結果を踏まえた今後の展開に関する所見
- (3) その他、委託者が指示したもの

## 8. 問い合わせ先

浜松市産業部スタートアップ推進課(担当:柴田)

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

tel: 053-457-2825 / E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 9. その他

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者と密接な連携を図りつつ進めるものとし、本仕様に定めのない疑義が生じた場合は、その都度協議の上対処するものとする。
- (2) 個人情報に関連する業務については関係法令を遵守するものとする。
- (3) 受託者は、責任者、主担当者の役割を明確にし、円滑に行程管理ができるよう連絡体制を整えること。
- (4) スタートアップ成長支援事業にて実施する「エコシステム醸成イベント」において、本事業を PR するための企画検討及びイベントの運営に協力すること。なお、本イベントにかかる登壇者への謝金の支払いは、原則、スタートアップ成長支援事業の受託者が行う。